議案第１０２号

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年渋川市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例（令和７年渋川市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

理　由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年渋川市条例第４４号）の一部改正

（第１条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（児童対象性暴力等の防止） 第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第１３条　削除

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年渋川市条例第１６号）の一部改正

（第２条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（児童対象性暴力等の防止） 第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	